

第5回町田市景観施策検討委員会  
(第5回町田市景観審議会専門部会)

日 時	2023年7月25日(火) 午後2時00分～午後3時30分
場 所	町田市役所 3階3-1会議室
出席者	<委員>(敬称略)5名 中島直人、加藤幸枝、名和田是彦、小峰光正、高橋清人 <オブザーバー>(敬称略)2名 吉丸義博、長谷和美  <事務局>6名 都市整備担当部長 地区街づくり課職員5名
傍聴者	0名

■会議内容

○開会

- ・挨拶、会議の公開に関する報告、資料確認

○議題

- ・町田市が今後とるべき景観施策について
  - (1) 町田市景観計画の改定素案について
  - (2) 町田市景観条例の改正素案について
  - (3) (仮称) 町田市屋外広告物条例の素案について

○閉会

■配布資料

○次第

- 資料1：町田市景観計画 改定素案
- 参考資料1：町田市景観条例 新旧対照表
- 参考資料2：町田市景観条例施行規則 新旧対照表
- 参考資料3：町田市屋外広告物条例(案)
- 参考資料4：町田市屋外広告物条例施行規則(案)

■議事

○挨拶

- 町田市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定による会議の公開に関する報告  
(傍聴者0名)

○資料確認

○議題

【事務局】 <(1) 町田市景観計画の改定素案について説明>

【部会長】 前回の専門部会で細かいところまで議論して、それを反映していただいた。また、様々な内容をわかりやすく市民や事業者に伝えるために見せ方を工夫するなど、完成度の高いも

のが出来上がってきた。これを景観審議会に答申するのが8月ということで、今日は最後のご意見をいただいて完成させたい。

- 【委員】 資料1、4-41ページ「7 事前相談、届出の流れ」において、日数の数え方は初日を算入するのか。民法は初日不算入だが、行政法規は初日を参入することもある。「着手する日を含めて30日前」などと書くと親切である。また、資料1、7-6ページ「官民連携による景観づくり」で町田市役所の別の部署が公共施設を整備するときは、地区街づくり課に情報が届くような手続きフローになっているのか。他の自治体ではそのようなフローがなく、景観上問題のある公共施設が建ってしまうことがあると聞いている。
- 【事務局】 資料1、7-5ページの協議フロー図の一番上に「市の事業の調査」と記載している通りで、毎年度関係部署に向けて調査依頼をかけ、次年度以降予定している事業を回答してもらい、把握できるように運用している。
- 【部会長】 各課が協議したい事業だけを出すのではなく、「公共事業景観形成指針」に示す対象施設に該当する事業について出してもらおう形になっているので、情報を集めることができおり、委員のご心配は町田市では大丈夫だろうと思う。公共施設について庁内で連携して良好な景観づくりを進めていることは、町田市の景観づくりの特徴だと思うので、もう少し強調されても良いくらいである。
- 【委員】 資料1、7-3ページに、(仮称)景観づくり市民推進員についての記載がある。これは、今回新たに制度を作るのか。
- 【事務局】 景観づくりに対して高い意識をお持ちの市民を(仮称)景観づくり市民推進員として市が公募し、申請いただいた方を登録することを考えている。町田市が景観に関する普及啓発をしようとするときに、企画運営の段階から推進員に関わってもらい、市と協働していくことをイメージしている。
- 【委員】 ごみ減量など様々な推進員があるが、推進員個人の達成感があまりない。何かの結果がいつてくるなど、推進員が達成感を感じられるような制度設計を考えていただきたい。
- 【部会長】 景観計画で記載する内容としてはこの程度になるかと思う。今後具体化する際にしっかり検討頂きたい。
- 【委員】 (仮称)景観づくり市民推進員は、青少年健全育成委員や民生委員など、地域の町会・自治会が推薦するようなボランティアなのか、それとも、報酬を伴ってもう少し専門性が高い仕事をするようなイメージなのか。
- 【事務局】 専門性を持ったものではなくて、なるべく広く多くの市民に携わっていただきたい。ボランティアではあるが、何か達成感や理解が深まるものになればと考えている。
- 【委員】 資料1、4-42ページで、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく大規模土地取引段階における街づくりの仕組みの解説をしているが、ここで「景観づくりの考え方や、配慮してもらいたい事項を伝え」という配慮ベースの伝え方になっていて勿体ない。配慮してもらいたい事項について、どのような理由でどのような効果があるのかを伝えることが大事なので、そのような一文を加えていただければと思う。また、資料1、4-6ページに市全域の共通の基準として「景観形成の方針」に5つの項目があるが、今回は④と⑤を追加したということか。
- 【事務局】 もともと、町田市全域共通の基準等については景観形成の方針を示しておらず、5つとも新たに示すものとなる。ただし、①から③までは元々大事にしていた基本的な考えで、④と⑤は今回の見直しで新たに力を入れるところである。

- 【委員】 ④と⑤の温度感の違いが少し気になる。これらは景観づくりに取り組んできた結果の部分だと思う。それが目的化することで施策がやりづらくなっていると常々感じる。「楽しむ」ことが義務になるのは辛いので、書き方をもうひと工夫していただき、「どうすれば出歩きたくなるか」が方針として見えてくるとなると良い。
- 【部会長】 細かい文言については、もう一度校正をかけたほうが良い。例えば資料1、4-6ページの④で「人々が生活の営みを楽しむ景観をつくります。」となっているが、その下の文章では「人々が生活や営みを楽しんでいる」と書かれていて、「生活」と「営み」の関係が変わっている。資料1、4-14頁の丘陵地ゾーンの景観形成の方針④にある「農とみどりや、水辺との環境を活かし」という表現も分かるようで分からない。意味が伝われば良いものの、行政計画として最後にもう少し精査されたい。全体としては良いと思う。資料1、4-6ページにある「町田市全域共通の景観形成の方針の④と⑤」については、何をやれば良いかが下の文章に書いてあるので、これを表題に出したほうが良い。今日出たご意見を反映して、最終版を完成していただきたい。
- 【事務局】 < (2) 町田市景観条例の改正素案について説明 >  
< (3) (仮称) 町田市屋外広告物条例の素案について説明 >
- 【部会長】 景観条例の前文については委員に事前に指導いただいているが、いかがか。
- 【委員】 前文が付いている条例は全てではなく、重要な条例に限られる。他自治体では自治基本条例に前文が付いていることが多いが、町田市の場合は住みよい街づくり条例にも前文が付いている。前文は条文そのものではないが、条例を解釈するときの基本的な姿勢や精神を明らかにし、その解釈の指針となるものである。また、前文は市民、事業者や行政職員が読んで、町田市の景観づくりの理念をそこで共感的に理解するものでもあり、文学的センスも求められる。町田市景観条例の前文では、町田駅周辺を中心とする「商都まちだ」、高度経済成長期以来開発されてきた住宅街、豊かな自然の3つを町田市の構成要素としているが、例えば住宅地について現行の前文で「市街地には多くの住宅地が形成されている。」としか書いていないところを、新しい案では「多くの住宅地が形成され、それらは現在、成熟期を迎えつつある。」としており、重要な改正であると感じる。改正案は、繰り返しが多かったり、論理的に繋がっていない部分があったりするが、精神を示すものとして、もう少しシンプルに格調高く書けると良い。最終的には部会長と相談しながら練っていただけると良い。
- 【部会長】 本日出席の皆様からも意見をいただきたい。前文を含め、景観条例や屋外広告物条例について何かご意見やご質問はあるか。
- 【委員】 景観条例の前文の最後の4行はセンテンスが長く、内容も重層している感じがある。言いたい内容は大事だと思うので、分けるなり、区切るなり、調整していただければと思う。
- 【委員】 30日前といった文言が景観条例にも出てくるが、これは初日不算入になるのか。書いていなければ初日不算入になるので、景観計画と同じ内容になるようご注意いただきたい。
- 【部会長】 景観条例では「景観づくり推進員」が仮称になっていないが、景観計画における記載とどのような関係にあるか。
- 【事務局】 条例の内容も検討中であり、推進員については、今一度良い名称を考えたい。景観計画においても、最終的には「(仮称)」を消して掲載する。
- 【委員】 前文で、住宅地について「現在成熟期を迎えつつある」という言い方に変更しているが、

成熟期を迎えつつあるからどうなのかということがあまり表現されていない。背景の変化に対してこれからどうしていくかという流れが無いと、背景描写をしているだけで、それが持つ意味が結びついてこない。

【委員】 「商都まちだ」や「豊かな自然環境」に対して、住宅地が「成熟期を迎えつつある」というのは誉め言葉になるのかどうか気がなった。

【部会長】 みどりについては「生活に潤いと憩いをもたらしてきている」としていて、商業については「市内外から多くの人を訪れている」としているので、「豊かな生活が営まれている」といったひとことがあると良い。そうすれば、生活風景を守り育むという話にも繋がる。

【委員】 私は生まれも育ちも町田だが、新しい条文はイメージも沸いて良いと感じた。

【部会長】 8月の景観審議会で最終的な答申を示すということで、専門部会は本日で最後となる。最終的な修正の確認については、部会長である私に一任することで良いか。

(委員より、「異議なし」の声)

【委員】 私は農家と接する機会が多く、みどりに関する記述が気になる。みどりは善意で守られているという感覚がある。住宅地で街並みを良くしようとして植木を植えても、維持管理費がかさんでしまう。山では、相続時の評価額が高いという話を聞いて区画整理してしまったケースがある。相続が発生するときに農地は様々な制度があって守る方向になっているが、山は聞いたことがない。税制の制度を作らないと、山のみどりは消えてしまうと思う。ひとりひとりが頑張って維持するには厳しい。丘陵地も道路が近くにあってなだらかな所だと、相続時に造成して売られてしまう。残したいけど残せないという方がかなりいらっしゃる。そういう問題を抱えながら緑が守られている部分がある、ということ認識してもらいたい。生垣も植木屋さんに毎年頼むとお金がかかるのでブロック塀にしようかという話を聞くことがある。みどりについてはいま一步踏み込むことを、次回の課題にしてほしい。

【部会長】 景観を支える背景のシステムに切り込むということを宿題として残しておく、次回の改定のときに話ができると思う。

【事務局】 事務局から補足がある。各景観形成ゾーン・景観形成誘導地区の方針の将来像について、事務局でどのようなことを絵にするかという要素の拾い出しをしている。まだ整理できていないが、次回の景観審議会には示せるようにしていきたい。絵の完成は景観計画の印刷時になってしまうかもしれないが、考え方を共有したい。また、表紙もあわせて検討している。町田市では景観計画のほか、ガイドラインも策定しているが、表紙に統一性がないというご意見もいただいた。今後作るものは統一したルールに基づいたものになるよう、考えていきたいと思っている。

○閉会

—了—